

議 第 6 号

高等教育における給付型奨学金の対象者の
拡大を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣
財 務 大 臣
文 部 科 学 大 臣
あ て

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

我が国では高等学校等の卒業後の進路として、多くの学生が国公立大学、専門学校等の高等教育機関に進学し、その約4割が授業料等の経済的な理由から奨学金を利用しているが、返還が不要な給付型奨学金の対象者は限られ、卒業後に返還が必要な貸与型奨学金の利用が中心となっている。

近年、日本も含めた世界の国々において、卒業後の奨学金返還の負担が将来の結婚、出産等にまで影響することが課題となっている中、本年8月、米国のバイデン大統領は、大学等に在籍していた際の学生ローンが多くの国民の負担となっているとして、その返済を一部免除すると発表した。

奨学金事業は、経済的理由により修学が困難な学生に対し、教育の機会均等や人材育成の観点から経済的支援を行う重要な政策であるが、受給要件の厳しさから給付型奨学金の受給者は限られ、多くの学生が貸与型奨学金を選択せざるを得ず、卒業後の生活において経済的な負担が生じている。

よって、本県議会は、国会及び政府において、意欲と能力のある学生たちが将来の経済的負担を負うことなく、安心して高等教育を受けることができる環境を整備するため、無償化を視野に入れて、高等教育における給付型奨学金の対象者の拡大を強く要請する。